

中小企業金融の現状と「金融アセスメント」制度

「中小企業家同友会金融問題特別調査」によせて

山口 義行
(立教大学)

はじめに

中小企業家同友会が全国規模で実施した金融問題に関するアンケート調査(調査期間は1999年8月20日から9月5日まで。回答企業数は3270社)の結果が公表された。本稿では、この調査結果を1つの手がかりにして、中小企業金融の現状と課題、さらに当面実施されるべき制度上の改革について、若干の考察を試みることにしたい。

1 調査の概要

(1) 実施の背景と主な調査項目

今回の調査が、中小企業をとりまく金融環境の実態を明らかにすべく実施されたものであることはいうまでもない。振り返ってみれば、現下の厳しい不況は、金融面からの影響を強く受けていることに1つの重要な特徴を有している。実際、97年秋の北海道拓殖銀行や山一証券という大型金融機関の経営破綻を契機にした金融不安の高まりが、その後の急激な業況悪化の引き金となったのであり、また、その急速な景気下降にひとまず歯止めをかけたのも、98年秋の特別信用保証制度の実施という金融面からのこの入れ政策であった(図1)。そういう意味で、今回中小企業家同友会が全国レベルで金融問題のアンケートを実施したことは、当面の景気動向を占う上でも、またこの間の中小企業経営者の体験を金融制度上の改革として役立てていく上でも、時宜を得たものとして高く評価できる。

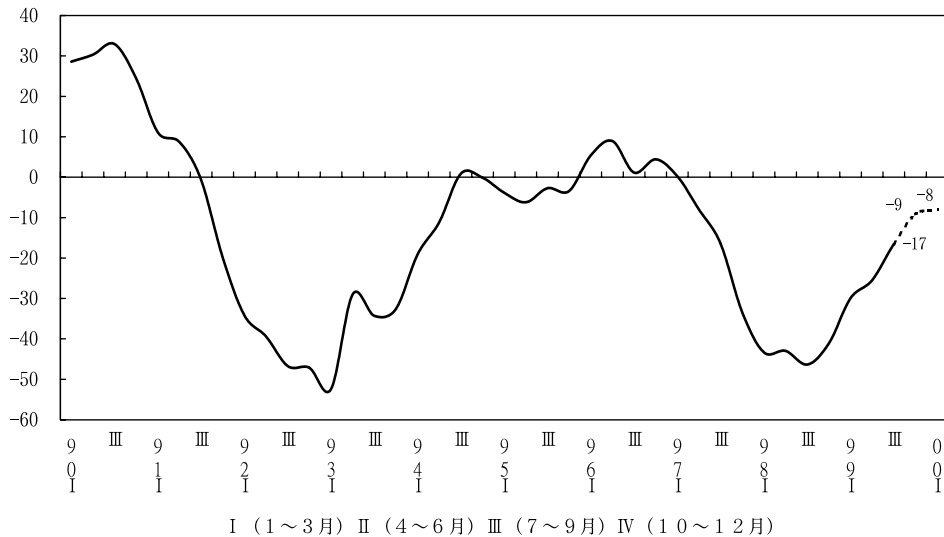
ちなみに、図2によって中小企業の資金繰り

状況を確認しておくと、97年第 四半期以降厳しさを増した資金繰りが、特別信用保証制度導入の直接的な影響が見られた98年第 四半期に一旦は改善に向かったものの、その後さしたる改善の無いまま推移していることがわかる。この一事からしても、金融問題が中小企業にとって未だ過去のものとはなっていないことは明らかである。

さて、今回の調査は概ね3つの問題意識から構成されている。第1は、いわゆる「貸し渋り」「貸し剥がし」についての現状把握である。とくに、公的資本注入が実施されて以降の状況を把握し、同施策の現実的意義を確認するという問題意識がある。第2は、今後予定されている金融行政上の諸施策に対して、中小企業経営者がどのような判断を持っているかを確認して「政策要望」に役立てようというものである。特別信用保証制度の今後の運営に関するもの、金融監督庁の検査マニュアルに関するもの、そして「ペイオフ」と、内容は多岐にわたっている。第3は、中小企業経営者が金融機関に対してどのような要望を持っているか、その内容を確認することである。一方では、金融システム維持のために多額のコスト負担を強いられながら、他方では「貸し渋り」「貸し剥がし」を受けるといふ「屈辱的」状況に置かれてきたともいえる中小企業が、いま銀行に対し「もの申す」とすれば、それは何なのか。大変興味深い調査であると同時に、金融制度改革のための重要な問題提起にもつながる調査項目である。

以下に、調査結果の概要を記しておくことに

図1 業況判断DIの変化(前年同期比)(全業種)



しょう。

(2) 18%が「貸し渋り」を体験 - 46%が公的資本注入後の「緩和」を否定

まずは、「貸し渋り」「貸し剥がし」についてであるが、今回の調査によって97年以降こうした体験をした企業が回答企業の17.9%に達していることがわかった。バブルの膨張・収縮という激しい変動の波をほとんど受けなかった地方をも調査対象に含む全国調査の結果だけに、5社のうち1社に近い割合で「貸し渋り」「貸し剥がし」を体験しているという、この結果はかなり重く受け止められてしかるべきであろう。

地域別で見ると「関東」ではとくに高く24.7%と、4社に1社が「貸し渋り」「貸し剥がし」を体験している。また主な取引金融機関(メインバンク)に「都銀」をあげている企業で22.9%、さらに、資本金別では「5000万円以上」の企業で25.7%と高い数値を示している。業種別では、「建設業」が20.5%と他業種に比して高い結果となった。

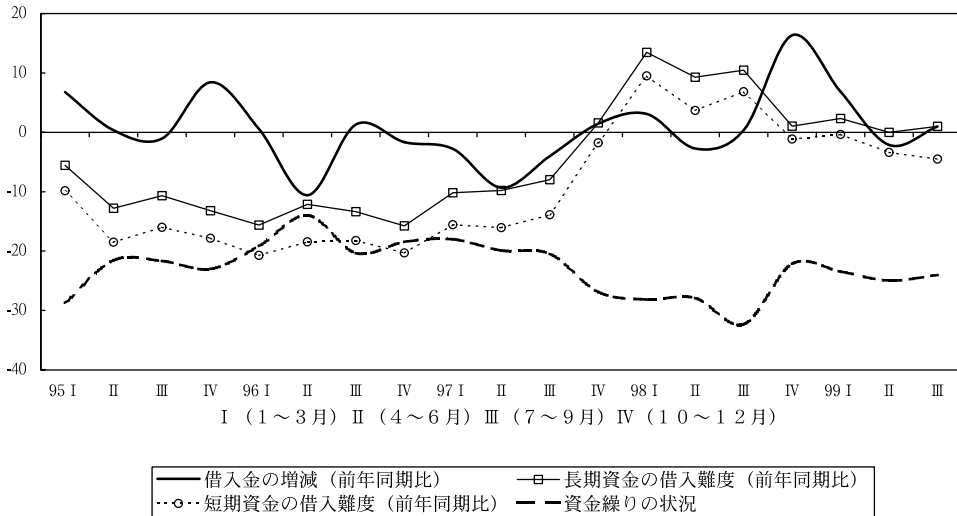
業種別特色は別にして「関東」「都銀」「5000万円以上」の3点については明白に一連の関係がある。というのは、「都銀」をメインバンクと

する企業の割合が「関東」では44.2%、また資本金「5000万円以上」の企業が「都銀」をメインバンクとする割合も31.6%と、いずれも相対的に高い割合(回答企業全体では20.6%)を占めているからである。これらは、「貸し渋り」「貸し剥がし」がとりわけ「都銀」と密接に関わる現象であることを推測させるものである。なお、地域別では「近畿」が18.8%と「関東」に続いて高く、「メインバンク」別では「第2地銀」が18.0%、「信金」が18.9%と相対的に高い数値を示している。

さて、この「貸し渋り」「貸し剥がし」をめぐる状況は、いわゆる公的資本注入後どのように変化したのだろうか。図3がその結果を明白に示している。公的資本注入後も、「貸し渋り」等が「緩和していない」と回答した企業は36.0%に達し、「より厳しくなった」とする企業も9.5%に至っている。両者を合計した45.5%の企業が公的資本注入の「貸し渋り」緩和効果を否定していることになる。これに対し、「緩和した」とする企業は12.0%に止まっている。

ただし、より詳細に見てみると、上記の調査結果は、公的資本注入が「貸し渋り」緩和効果をまったく持たなかったことを必ずしも意味す

図2 資金状況判断DIの変化(全業種)



るものではないことがわかる。というのは、「緩和した」とする企業が、公的資本注入が積極的に実施された「都銀」をメインバンクとする企業で18.5%と相対的に高く、他方「より厳しくなった」と答えている企業が、公的資金資本注入が実施されていない「信金」をメインバンクと答えている企業で12.4%、同様に「信組」で17.9%と高くなっているからである。こうした調査結果は、公的資本注入の意義そのものをどう考えるべきかという基本的問題を提起するものだが、この点については後論で立ち入ることにしたい。

果は、「貸付攻勢」が30.7%に達する一方で、「新たな『貸し渋り』『貸し剥がし』」が18.6%を占めるなど、金融機関の貸出姿勢に借り手選別の傾向が強まっていることを示すものとなった。

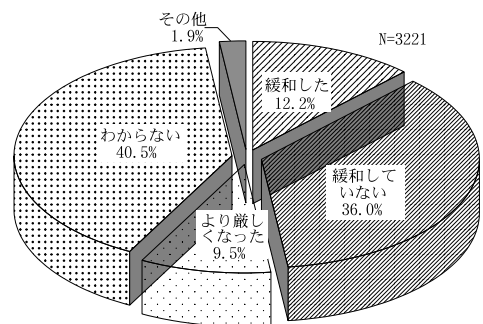
また、「貸付攻勢」に続いて多くの回答数を占めたものが「追加担保要請」であったという点にも、注目しておく必要がある。これは、バブル崩壊によって土地などの資産価値が大きく低下したことを反映したものだが、同時に、様々な批判のある銀行の「担保主義」的姿勢が一向に改まっていないことを示すものでもある。

こうした金融機関の行動を反映するかのよう

(3) 「選別」強める金融機関の貸出姿勢 - 12%の企業がメインバンク変更を検討中

さらに、最近の金融機関の姿勢を問う調査項目もある。「貴社に対する金融機関の姿勢について、最近変化がありますか」という問いに対し、20.5%の企業が「変化がある」と回答している。そして、「ある」と回答した企業にその変化の中身を、「1.貸付攻勢 2.出資金要請 3.拘束預金要請 4.追加担保要請 5.私募債の勧誘 6.新たな『貸し渋り』『貸し剥がし』 7.その他」から選ぶ形で回答(複数可)を求めている。結

図3 公的資金注入後の貸し渋りの状況



に、借り手企業の中にも金融機関との従来の取引関係を見直そうという動きが生じつつある。「現在のメイン金融機関との関係を今後どうしようと考えていますか」という問いに対し、86.9%の企業が「今後も継続して取引する」と答えてはいるものの、「取引の見直しを検討中」と答えた企業が11.0%あり、「取引を継続しない」と答えた企業とあわせると11.7%になる。とくに「関東」では高く、両者を合わせた割合は15.6%にまで達する。また、メインバンク別でみると、「貸し渋り」等の体験比率の高い「都銀」をメインの取引先にしている企業で17.5%と高い。また、金融機関経営の不安定性を懸念してのことか、「信組」を主な取引先にしている企業では22.2%とさらに高くなっている。資本金別では「1000万円未満」が14.0%、規模別では「20人未満」が13.6%と、小規模企業ほど「メイン金融機関との取引関係」を見直す動きが強いという結果になっている。

(4) 今後中小企業金融が一層不安定化することを懸念 - とくにペイオフ解禁には7割が反対

特別信用保証制度の今後の運営、金融監督庁の検査のあり方、ペイオフ導入など、金融をめぐる今後の諸施策に関する中小企業経営者の意見を簡単に見ておこう。

まず、特別信用保証制度の利用状況について確認しておく。98年10月から貸し渋り対策として実施されたこの制度を利用したとする企業は51.4%と半数を超えていることが明らかになった。その利用目的については、その4分の3にあたる74.1%が「運転資金として利用した」と答えている。ただし、利用者の23.4%が「返済資金として」利用したと答えており、さらに、そのうちの21.3%の企業が、その理由について「金利負担の軽減など返済に回した方が有利だから」(67.1%)と自らが判断したのではなく、「プロパー貸出との振り替えを銀行に要求されたから」と答えている。これは利用者全体から

見ればおよそ5%にあたる数字であるが、明らかに制度利用の目的に反した金融機関の行為である。

さて、この制度の運用について、中小企業経営者の要望の強いものから列記すれば、「保証期間の延長が必要」(50.4%)、「特別保証料率の引き下げが必要」(42.6%)、「据置期間の延長が必要」(23.5%)、「保証限度額の引き下げが必要」(16.6%) この設問は複数回答可となっている。「保証期間の延長が必要」がトップにきていることに示されるように、中小企業家の多くが今後とも中小企業を取り巻く金融環境は厳しいと判断しており、金融機関からの安定的な資金供給に強い懸念を抱いている。

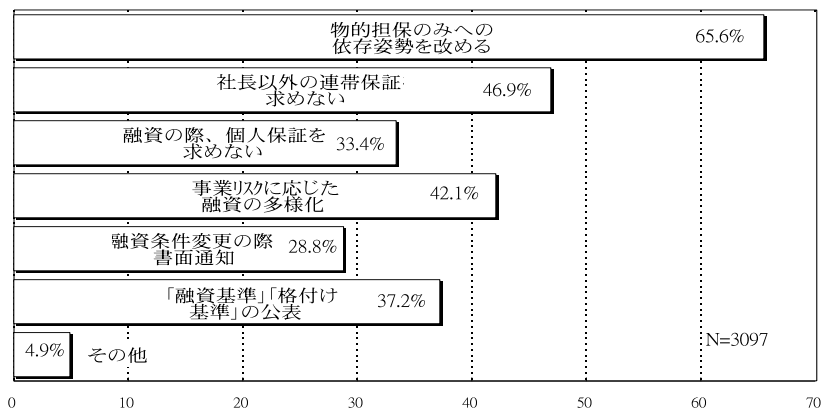
同様に、こうした不安は、金融監督庁が行う検査行為「検査マニュアル」のいわゆる一律適用 にも示されており、さらに「ペイオフ」導入に関してはもっとも鮮明に現れている。「ペイオフ」解禁について、「延期すべきである」とする意見が36.4%を占め、「解禁すべきでない」とする33.7%と合わせると、7割の企業がペイオフ解禁に反対している。その理由は、実施がもたら中小企業金融機関の破綻に際して実施されるのではないかと懸念、あるいはペイオフ実施を心配して中小金融機関から預金が出出して中小企業向け融資に支障が生じるのではないかと懸念によるものである。

こうした中小企業金融の不安定化への懸念は、必要以上に中小企業の借入意欲を削ぐ結果につながり、景気回復の足を引っ張る1つの重要な要因ともなっていると推測される。

(5) 金融機関への要望 - 担保主義の是正、連帯保証徴求緩和、リスク評価能力の向上など

最後に、こうした状況の中にあって、中小企業経営者が金融機関に対してどのような要望を持っているかを確認しておくことにしよう。「いま金融機関に望むことは何か」(複数回答可)という設問に対し、「物的担保ばかりに依存する現

図4 金融機関に望むこと



在の姿勢を改めるべき」が65.5%とトップを占め、「融資の際に社長以外の連帯保証を求めない」が46.9%と2番めに多い結果になった。さらに「事業リスクに応じた金利設定など融資の多様化をはかるべきだ」が42.1%で3位、そして「融資の際、個人保証を求めない」が33.4%でこれに続く結果となった（図4）。

こうした要望事項は、いずれも金融機関に対し、借り手企業ないし個別の事業案件について、正当にそのリスクを評価できるだけの能力を持って欲しいという要求にほかならない。金融機関の「リスク評価能力」の不足が「担保」や「保証」への依存を生み出しているからである。この問題も、たんに中小企業経営者の要望ということを超えて、日本経済そのものの問題として捉えられるべきだが、この点についても、後論で立ち入ることにしたい。

2 調査結果で確認する政策・制度上の諸問題

(1)「流動性の罫」

最近、日銀のいわゆるゼロ金利政策をめぐる様々な論議がなされている¹⁾。というのは金融機関がマネー・マーケットでほとんどゼロに近い金利で資金調達できる状態を、日銀が作り出しているにもかかわらず、貸出も目立って増

えず、金融面から景気を引き上げるような動きが一向に現れてこないからである。そこで「日銀はもっと思い切って資金供給を行うべきではないか」といった「量的緩和論」、あるいは結局これと同じことなのだが、「日銀が外国為替市場でのドル買い介入の際に市中に流し込んだ円資金を回収しない」いわゆる「非不胎化政策」を行えといった主張がなされている。

これに対して、日銀はもうほとんど金利はゼロなのであるから、こうした状況のもとでさらに資金を流し込んでみても、銀行自身がそれを欲しがらない以上いかんともしがたいのだと主張している。

「日本銀行は金利ゼロという状態が安定的に推移するよう、金融機関に保有が義務づけられている支払準備（1日平均約4兆円）を1兆円ほども上回る資金供給を続けています。...日本銀行が供給した余剰資金の7 - 8割は、資金仲介を行っている短資会社に積み上がっているのが現状です。日本銀行がマーケット・オペレーションを通じ、ほぼゼロの金利で資金を供給しようとしても、金融機関がそれに応じてこないような場合も起きています」（日本銀行「当面の金融政策に関する考え方」1999年9月21日）。

金利を引き下げても金融政策の効果が出てこない、マネーが实体经济をめぐって景気が上向

くということが起きてこない。これは、一般に「流動性の罫」と呼ばれる事態であるが、中小企業家同友会が行った今回の調査は、この「流動性の罫」がなぜ起きているのか、その原因を鮮明に映し出す結果になったと思われる。

(2)「金融機関経営の健全性」に傾斜しすぎた金融行政

ゼロに近い金利で資金調達ができるという恵まれた状況を活用して、金融機関が積極的に貸出を増やしていくといった状態がなかなか起きない、あるいは借り手企業も資金を借りて事業を思い切って拡張するというようにならない。現在、借り手企業の側も、金融機関の側も、こうした「腰が引けた」状態にある。

では、なぜこうした状態になっているのか。基本的には、「目の前の景気が悪く、先行きの見通しがきかない」ことが背景にあるのだが、けっしてそれだけでない。そこには近年の金融行政のあり方が大きく影響していることを見逃してはならない。今回の調査結果は、何よりもこのことを明らかにしたといえる。というのは、今回の同友会調査が映し出したものは、何よりもまず、「金融機関経営の健全性」に傾斜しすぎて、「安定的な資金供給の確保」が疎かにされてきた近年の金融行政が生み出した不幸な現状にほかならないからである。

近年、金融再生委員会は、周知のように、金融機関に対し自己資本比率基準の達成、あるいはその上昇を促して、経営の健全化・経営基盤の強化を盛んに促進する政策を実施してきた。それはたしかに再生委員会の重要な任務であるのだが、その結果、金融行政全体が「金融機関経営の健全性」という課題に傾斜し、「安定的な資金供給の確保」という、もう1つの重要な役割が疎かにされてきた。そのため、金融機関による「貸し渋り」、「貸し剥がし」が横行し、とくに中小企業が資金面で非常に不安定な状態に陥られた。5社に1社がそうした体験を持っているという調査結果は、そのことを明瞭に示

している。また、公的資本注入も、結局は大手銀行への支援とそれを通しての「信用秩序の維持」ということに終始し、「貸し渋り」抑制効果としてはきわめて限られたものであったことは、「公的資本注入後」の状況を問うた設問への回答結果が示している。

その結果「安定的資金供給者としての金融機関」に対する中小企業経営者の信頼は著しく低下してしまっている。「銀行は当てにならない。銀行に依存しているかぎり安心して事業ができない。なるべくはやく借金を返して、あとは銀行から資金を借りないでやっぴいこう」有り体にいえば、そんな具合に考える経営者が増えてきているのである。さらに、調査結果にも明らかなように、金融監督庁の「検査マニュアルの一律化」や「ペイオフ」解禁問題が、将来の資金調達の安定性に対して一層の懸念を引き起こしている。こうした不安感のなかにあっては、積極的に銀行から借入をしてまで事業を拡張しようという企業が減少してしまう。日銀の「ゼロ金利政策」をもってしても、景気浮揚効果が現れないという「流動性の罫」状態はこうした背景の下で生じているのである。

また、貸し手側の金融機関にとっても、金融監督庁の指導のもと、中小企業向け貸出を、多額の「引当金」を必要とさせられるかもしれない「リスクな貸出」とみなして、そこから「腰がひける」状態に追い込まれてきた。しかし、そもそも、リスクをある程度負担しながら企業を育てていくというのも、間接金融が担う重要な機能である。たとえば、企業の成長過程のなかには、借金返済に窮する「非常に苦しい時代」というのは何度かはあるもので、実際、そういう「時代」に、金融機関が企業の将来性を見込んで返済猶予等の支援措置を講ずることで、雇用の創出等に貢献する健全企業が育成されてきたという事例は、かつて多く見られたことである。ところが、近年の、「早期是正措置」の施行過程の中で、こうしたことをあたかも「あってはならないこと」であるかのようにみなす風潮

が生み出されてきた。これは、間接金融の現状を無視した、またその機能低下を引き起こす誤った風潮であり、日本経済の成長に重大なマイナスの影響を及ぼすものである。しかし、そうした風潮を助長してきた原因の一端は、何よりも近年の金融行政そのものの中にあるのである。

(3)「時代にそぐわない」金融機関の経営姿勢

同友会調査は、「流動性の罨」を引き起こしているもう1つの原因が、時代にそぐわない金融機関の姿勢にもあることも明らかにしている。すなわち、金融機関の貸出における姿勢、あるいはその取引慣行といったものが非常に時代遅れになってしまっているという問題である。

日本の金融機関が「担保主義」に傾斜してきたことは周知のところである。「どれだけ担保があるか」これが貸出をするかどうかの、ほとんどすべての基準だったといっても過言ではないほどである。そして、その「担保」の中心が土地であったわけだが、こうした銀行の「担保主義的」な姿勢は、地価が右肩上がりの状態で推移していた時代であれば貸出活動を促進する結果になるが、現在のように地価上昇が見通せない、反対に一層の下落が見込まれるといった時期には、貸出活動を抑制させる方向に作用する。現在も、こうした銀行の姿勢に変化がないことは、同友会調査においても、多くの経営者たちが銀行から資金を借り入れるどころか、銀行からの担保の追加徴求に悩まされていると答えていることに示されている。

同様のことは、「個人保証」だ、「連帯保証」だといった形で、借り手にばかりリスクを負わせてきたこれまでの金融機関の姿勢についても言える。右肩上がり成長の時代であればまだしも、今日のような低成長時代では、新規に事業を起こすことはもちろん、事業を継続しようとするだけでも多くのリスクを伴う。そういう時代に、かつてと同様、「個人保証」や「連帯保証」の厳しい徴求によって、一方的に借り手にリス

クを負わせる姿勢を金融機関が貫くなら、資金を借りてまでも事業を起こそうとか、あるいは事業を拡張しようといった経営者はますます減少することになる。1つまちがえば「身ぐるみはがされる」「家族や他人まで路頭に迷わせる」といった可能性が小さくないからである。

金融市場の金利をゼロ近くまで下げても貸出が増えない「流動性の罨」状態が生じているのは、こうした「時代にそぐわない銀行の姿勢」そのものに重要な原因がある。とすれば、こうした銀行の姿勢が変わらないかぎり、金融政策も有効に機能しないということになる。「物的担保ばかりに依存する現在の姿勢を改めてほしい」、「融資の際に社長以外の連帯保証を求めることをやめてほしい」、「事業リスクに応じた金利設定など融資の多様化をはかってほしい」

こうした中小企業経営者の要望は、けっして「経営者たちのわがままな望み」なのではなく、日本経済全体にとって、早急に解決に向けた努力を必要とする喫緊の課題なのである。

3 「金融アセスメント」制度の提案とその意義

(1)「金融アセスメント」制度の提案

さて、では上記のような問題を解決していくためには、どのような制度を構築していく必要があるのだろうか。解決はけっして容易ではない。今回の調査結果を公表した「中小企業家しんぶん」(中小企業家同友会全国協議会発行、1999年10月25日付)にも、「当面の金融問題を解決する視点と中小企業に優しい金融システムづくりを結びつけた取り組みがもとめられている」とする記述があるものの、どのようにしてそうした金融システムを構築していけばよいのか、その方法論については残念ながら示されていない²⁾。

そこで、以下では、筆者が理事兼「経済政策プロジェクト」の主査を務める「21世紀政策構想フォーラム」これは、どの政党からも独立して、独自に政策提言を行っている学者や

ジャーナリストなどからなる民間シンクタンク（非営利組織：NPO）である が提起している「金融アセスメント制度」³⁾を、上記の問題を解決していくための1つの方途として紹介したい。なお、この「金融アセスメント制度」の提言は、筆者と交流のある愛知中小企業同友会の会員数人からの問題提起にもとづいて、その後様々な協力者を得ながらも、筆者と同友会会員らとの情報交換・刷りあわせを頻繁に行うなかで具体化していったものである。それは、いわば「中小企業家同友会発」、「民間シンクタンク経由」の政策提言である。

さて、「金融アセスメント制度」とは、一言でいえば、金融監督庁が現在実施しているように自己資本比率を中心に金融機関経営の健全性を調査し、公表していくというだけでなく、金融機関の社会的役割を考慮に入れたより総合的な調査を行って、各金融機関に対する評価・格付けを行い、それを国民に向けて公表していくことを、監督官庁に義務づけるという制度である。

(2)「円滑な資金供給」への貢献や金融機関のリスク審査能力を格付け・評価する仕組みを

たとえば、先には、近年の金融行政が「金融機関経営の健全性」ということに傾斜しすぎていたこと、そしてそのことが中小企業を取り巻く金融環境を著しく不安定なものにしていることを指摘した。「金融アセスメント制度」では、こうした金融行政のゆがみを是正するために、調査項目として「円滑な資金需給」、「利用者利便」、「経営の健全性」という3つの基本項目を立て、それぞれについて金融機関の姿勢をチェック、評価していくものとしている。

そのうち「円滑な資金需給」とは、金融機関がそれぞれの営業地域でどのような活動を行っているかを、その地域での円滑な資金の流れにどのような貢献を果たしているかといった視点から調査し、金融機関に対し評価を行うというものである。たとえば、「貸し渋り」「貸し剥が

し」などによって、地域の資金需給の安定性にマイナスの影響を与えていることが判明した金融機関は、たとえ「経営の健全性」については高い評価を与えられても、この項目での評価は著しく低くなされることになるわけである。

また、「利用者利便」の項目のなかには、先に問題とした「担保主義」や「保証」徴求等に関する金融機関の姿勢についての調査が含まれる。そもそも、「担保」「連帯保証」に過度に依存せざるをえない現状は、金融機関が、企業あるいは個別の事業案件について、そのリスクを評価していく能力がまだまだ不十分なことにもとづいている。これが、中小企業の立場を苦しくするだけでなく、「流動性の罨」をつくりだして、金融面からの景気刺激効果が生まれにくい原因になっている。そこで、金融機関の「リスク評価能力」を調べ、「担保」や「連帯保証」にばかり頼る現状から、それぞれの金融機関がどう脱却しようとしているのかという視点から、金融機関の格付け・評価を行い、これを公表していくというわけである。

こうしたことが実施されれば、そうした方向に向けて積極的に努力している金融機関にとっては利用者に対する有効なアピールとなり、結果的に利用者の増加を通して望ましい金融機関の育成がはかられることになる。反対に「問題あり」と評価された金融機関に対しては、監督当局が、そうしたマイナスの「評価」を支店設置や合併などの認可にあたって考慮に入れるという形で、ペナルティーが課される。「金融アセスメント制度」とは、おおよそこうした仕組みのものである。

(3) 金融アセスメント制度の構造と手法

こうした制度を作るためには、以下の6点について法的に規定することが必要になる。これを筆者は「金融アセスメント法」と呼んでいるので、以下に記しておくことにしたい。

金融監視委員会（以下、アセスメント委員会と称する）を設置すること。

アセスメント委員会は、a)円滑な資金需給、b)利用者の利便、c)金融機関経営の健全性という3つの観点から、必要な情報を収集し、金融機関（預金取扱金融機関を指す、以下同じ）の活動について評価すること。

アセスメント委員会が、収集した情報（ただし公開するにふさわしくない一部の情報を除く）および上記に記した評価の結果を、評価対象金融機関に伝えるとともに、下記に記した審査会の審査を経た後、金融システムの利用者たる国民に適切な方法で開示すること。

金融機関の活動に関するアセスメント委員会の評価について、その正当性を審査する審査会を設置すること。

評価対象金融機関はアセスメント委員会の評価に不服がある場合には、上記に記した審査会に再審査を要求することができること。

評価対象金融機関が支店設置または合併等の申請を行った際には、監督官庁はその認可の可否にあたって、アセスメント委員会の評価を考慮に入れるものとする。

さらに、上記のような構造にある金融アセスメント制度を実効あるものにしていくためにその実施手法に関して、次の3点について提言している。その第1は実際の分析作業の担い手、第2は調査項目の策定、第3は「評価」の方法についてである。

まず、第1の、実際の分析作業の担い手については、各都道府県に、財務局職員、公認会計士、都道府県職員、金融機関退職者などの専門家からなる「分析センター」を設置し、これをアセスメント委員会の下部組織とすることを提案している。

第2の「調査項目の策定」については、現在の金融監督庁が収集・使用している情報を基本とした上で、おおよそ以下のように考えられている。

まず、「円滑な資金需給」についてであるが、基本的には、評価対象金融機関が、各「分析センター」が設置された都道府県の資金需給に

おいてどのような役割を果たしているのか、なかでも、いまだ間接金融に大きく依存せざるをえない中小企業に対する資金供給について、その影響はどうか、一方的な融資条件の変更などによって資金供給の安定性にマイナスの影響を与えていないか。これらが調査項目になるとしている。そのためには、それぞれの金融機関について、各都道府県内での地域別、規模別、業種別の融資状況のほか、借入「申請」の件数やそれに対する「却下」の比率などのデータが必要になる。もちろん、「却下」がそのまま「貸し渋り」を意味するものでないことはいうまでもない。と考えられる。

次の「利用者利便」については、金融機関側が融資条件を一方的に変更しようとする場合には、文書によってその理由を借り手に通知するといったルール、あるいは「融資基準の公表や拒否理由の通知」など、借り手が利用しやすくなるような措置の実施に向けてどのような取組みがなされているか、また「個人保証」や「連帯保証」等に関してどのような姿勢で融資がなされているか、その際、小規模企業に著しく不利な取引慣行があるとすれば、その是正への取組みはどうか、「リスク評価」についてどのような取組みがなされているか、さらにはもっと一般的に、預金者や借り手の利便性を高めるためにどのような努力がなされているか、といったことが調査項目になると考えられる。

「経営の健全性」については、不良債権額の開示、また引当金の状況、自己資本比率などが重要な指標になる。ただし、この調査項目に関しては、「都道府県別」の調査では意味がないので、各地の「分析センター」ではなく、中央の監督官庁が、関連会社等も含めた「経営体」全体について、全国的な調査・分析を行う必要がある。したがって、「アセスメント委員会」はむしろ監督官庁からの調査・分析結果を受けて、金融機関「評価」を行うことになる。

最後に、「評価」の方法については、3つの基

本項目 「円滑な資金需給」「利用者利便」「経営の健全性」のそれぞれについて、金融機関ごとに「優秀」「良好」「改善必要」の3段階で評価することを提言している。ただし、「評価」は二様に行う必要があるとし、1つは、「地域別評価」、すなわち都道府県ごとで、それぞれの地域を基準にして見た場合の各金融機関に対する「評価」、いま1つは、それらを総合して金融機関ごとに下した「総合評価」が必要であるとしている。というのは、営業地域が限定された小規模な地方銀行や信用金庫の場合には、「地域別評価」がほぼそのまま「総合評価」となると考えられるが、営業範囲の広い都市銀行や大手地方銀行の場合には、「地域別評価」とは別に、それぞれの経営戦略を考慮に入れて「総合評価」を行う必要があるからである。といっても、これは、「円滑な資金需給」ないしは「利用者利便」に関するものであって、「経営の健全性」については、先に述べたように「総合評価」のみでよいと思われる。

「あとがき」にかえて：新たな政策形成ルートの確立を

以上、「中小企業家同友会金融問題特別調査」を手がかりに、中小企業金融の現状を概観し、問題点の整理を試みるとともに、その解決に役立つと思われる1つの提言として「金融アセスメント制度」を取り上げ、その簡単な紹介を行ってきた。

ここでいま一度、筆者がこうした政策提言を行うに至った経緯について触れておくことにしたい。先にも述べたように、こうした制度上の提言を試みるに至った契機は、愛知中小企業家同友会会員からの問題提起にある。筆者は、愛知中小企業家同友会の会員20名程とともに「アントレ会」（代表：木全哲也氏）と称する定期的な勉強会を実施しており、そのメンバーたちから、同友会活動の1つの目的である「経営環境の改善」に向けて何らかの活動を開始したい旨の意志表示と協力要請を受けた。1998年秋、金融

問題に最大の関心が集まっていた時期のことである。

彼らの問題提起は結果的に2つの活動に結実することになった。1つは、愛知中小企業家同友会情報ネットワーク委員会（委員長：村上瑋樹氏）による「特別信用保証制度の利用状況に関するアンケート調査」の実施である。そしていま1つが、彼らの協力要請を受ける形で筆者が行った「金融アセスメント制度」の提言である。

なお、その政策提言が上記のようなものになるまでには、元「信用金庫協会研究センター」所長である平石裕一氏の協力、愛知中小企業家同友会情報ネットワーク委員会ならびに同政策委員会（委員長：山田正平氏）との刷り合わせ、そして「21世紀政策構想フォーラム」における同メンバーとの度重なる検討会、さらに桜井充参議院議員の協力のもとで行った参議院法制局局員との議論など、多くのプロセスを経ている。また、この間、99年7月の中小企業家同友会第31回全国総会における「金融アセスメント法をつくらう」アピール、福岡県中小企業家同友会理事会の「金融アセスメント法」制定支持の決議など、様々な支持・支援の広がりもあった。そして、最近では、こうしてなされた政策提言を、真剣に検討の対象とする政党も現れてきている。

まさに中小企業家発、民間シンクタンク経由、国会へという新たな政策形成ルートが生まれつつあるともいえる。筆者は、今回実施された「全国調査」は、こうした政策形成ルートの確立に向けて、重要な補強材料になりうるものと確信している。最後に、「経営環境の改善」に向けた今後の中小企業家同友会の活動が、一層の広がりをもつことへの強い期待を表明して「あとがき」としたい。

- 1) 翁邦雄「ゼロ・インフレ下の金融政策について 金融政策への疑問・批判にどう答えるか」(『金融研究』日本銀行金融研究所、1999年8月) 参照。
- 2) 99年11月8日、中小企業家同友会全国協議会は「金融環境改善についての中小企業家の緊急要望・提

言」を公表し、その中には「一、上記の当面の金融環境の改善とともに、物的担保優先主義からの脱却、連帯保証人制度の廃止、融資の多様化、『融資基準』・『格付け基準』の公表等、金融システムを中小企業にとって優しいものとする」といった項目があげられている。

早急な対応に敬意を表するが、こうした民間レベルの取引慣行をどのようにして是正していくか、なかなか難しい。その是正を誘導するための新たなシステムが必要なのではないか。同友会の「要望」がいわゆる「行政指導」でこれを実現せよというものなのか、不明な点が残る。

- 3) 「金融アセスメント制度」については、詳しくは、愛知中小企業同友会のホームページ <http://www.douyukai.or.jp> の「金融アセスメント法」を参照されたい。